

生物多様性条約における外来種の指針原則について（原則 5，6，8）

生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の 予防、導入、影響緩和のための指針原則	移入種への対応方針について
<p>指針原則 5 調査とモニタリング</p> <p>問題に対処するための十分な知識の基礎を築くために、適当な場合には、各国が侵略的外来種に関する調査及びモニタリングを実施することが重要である。このような努力には、生物多様性のベースラインとなる分類学的研究が含まれるようにしなければならない。このようなデータに加え、<u>モニタリングは新たな侵略的外来種の早期発見のために重要である。モニタリングには標的を絞った調査と全般的な調査の両者を含むべきであり、地域社会を含む他のセクターの参加によって効果が上がる。</u>侵略的外来種に関する調査には侵入種の十分な同定を含むべきであり、以下のことを記述する必要がある。(a) 侵入の経緯と生態(原産地、経路、時期)、(b) 侵略的外来種の生物学的な特徴、(c) 生態系、種、遺伝的レベルでの関連する影響、社会経済的影響、さらに時間経過に伴うそれらの影響の変化。</p>	<p>4-3 モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>モニタリングには、移入種（外来種）の侵入状況、定着状況、拡散状況を一定の地点、期間で監視する一般的なモニタリングと、要注意地域など特定の地域に着目した、早期発見、早期対応を図るための目標を絞ったモニタリングの2種類を検討する必要がある。</u> ・また、利用の条件が付された生物種の導入の場合、懸念される生物多様性への影響等が生じていないかどうか、<u>目標、期間を限定して導入者の責任で行うモニタリングについて検討が必要である。</u> ・<u>目標を絞ったモニタリングでも、長期間、広範囲での情報収集が必要となることから、ボランティアな調査への参加を促進するとともに、情報を判別し、集約する地域の各種施設の協力を得ることが不可欠である。</u>

生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の 予防、導入、影響緩和のための指針原則	移入種への対応方針について
<p>指針原則6 教育と普及啓発</p> <p>侵略的外来種についての普及啓発の推進は、侵略的外来種の管理を成功させるために極めて重要である。したがって、各国が侵入の原因と外来種の導入に伴うリスクについての教育と普及啓発の推進をすることが重要である。影響緩和措置が必要とされる場合には、地域社会や適切なセクターの団体をそのような措置の支援に従事させるために、教育と普及啓発を目的としたプログラムを実施すべきである。</p>	<p>6-1 意図的導入を行っている事業者、国民が守るべき事項の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国への移入種（外来種）の侵入の経路として多く見られる意図的導入のタイプである、動物取扱業を行っている者、特に事業として生物を流通させている者に対し、移入種（外来種）による影響を広く普及し、影響の防止のための取組についての理解と協力を得ることが必要である。 ・また、その他、意図的導入を行っている事業者として、農林水産業、建設事業等を行っている者に対しても同様の取組の検討が必要である。 ・国民レベルでは動植物の個人飼養栽培が最も関わりが深い問題と考えられ、動植物の個人飼養、栽培に起因する問題について、行政や動植物の流通を行っている者を通じた普及を行い、影響の防止のための自主的な取組を促す必要がある。 ・これらの事業者、国民による配慮の基礎として、また、生物を材料として利用する現場として、学校教育の場での生物の取扱いについて配慮が求められる。 <p>6-2 非意図的導入に関係する事業者、国民への普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非意図的導入については、主として要注意地域で脅威となる種についての地域住民、事業者への情報提供が、侵入の早期発見、早期対応の基盤として重要である。 ・要注意地域への非意図的導入の経路がある程度明らかであれば、その経路に関係している事業者などに配慮すべき事項を普及する必要がある。 <p>6-3 定着したものの管理に関する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駆除等の定着したものの管理を実施しようとする地域においては、駆除事業に対する地域住民の理解・協力を得るために、事業計画、事業の目的、事業によってもたらされる効果についての普及啓発が必要不可欠である。 ・事業の実施段階においても、事業の経過や得られた効果について広く周知を図ることにより、事業への理解と協力が進むとともに、他地域での同様の取組を促すことに結びつく。 <p>6-4 在来種の利用に対するインセンティブの付与等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移入種（外来種）を利用している産業での在来種利用の研究促進が必要であるとともに、移入種（外来種）の利用を抑制する方法について検討が必要である。

生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の 予防、導入、影響緩和のための指針原則	移入種への対応方針について
<p>指針原則 8 情報交換</p> <p>1 各国は、外来種の予防、導入、モニタリング、影響緩和の活動をする際に利用される情報を編纂し普及させるために、インベントリー（目録）の開発、分類や標本のデータベースを含む関連するデータベースの統合、情報システムと相互運用可能な分散型のデータベースのネットワークの開発を支援すべきである。この情報には、事例リスト、近隣国への潜在的なリスク、侵略的外来種の分類、生態、遺伝的特徴、防除方法の情報を、利用できる限りいつでも、含むべきである。これらの情報は、世界侵入種プログラムによって編纂されているような国内の、地域的な、国際的な指針、手順、勧告と同様に、特に生物多様性条約クリアリングハウス・メカニズムを通じて広く普及が促進されるべきである。</p> <p>2 各国は外来種に対する特別な輸入の要件に関する情報、特に侵略的であると特定されている種の情報を提供し、他の国で利用可能にしなければならない。</p>	<p>4-1 移入種（外来種）に関するデータベースの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで我が国に定着した移入種（外来種）を対象として、侵入の経緯（原産地、侵入年代、侵入経路）、種の生態学的特性（生息環境、食性、温度適応、世代期間、繁殖期、習性）、影響（影響の種類と態様、影響の軽減方法、防除方法）等を種ごとにとりまとめたデータベースを作成する必要がある。 ・新たに生物の導入が計画された場合に、その生物の特性とこれまで我が国で定着した移入種（外来種）の特性との類似性について、比較することにより影響評価を行うなど、当該データベースは影響評価の基礎情報として必要不可欠である。 ・また、定着することにより生物多様性への影響等が懸念される種に関するデータシートを順次作成し、関係者間で情報を共有することが必要である。その際、国際的に作成が進められている侵略的移入種（外来種）に関するデータベースとの連携を図ることが有効である。 <p>4-2 ベースラインデータの収集と種に関するデータベースの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな移入種（外来種）が定着した場合の影響の把握が可能となるよう、我が国の在来種を中心とした種レベルの分布情報の収集と種ごとの生物学的特徴等に関する情報を収集し、データベースとして関係者が共有することが必要である。特に、種レベルでのデータの収集は、影響を評価する際、我が国の在来種に対し交雑、競合等の影響の可能性の評価の基礎資料として必要不可欠である。